

後期高齢者医療制度のお知らせ

■7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

○1年間の保険料の上限額は、66万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

○軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

○被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

○65歳以上の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減	15,567円
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減	25,946円
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	41,513円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当するかたとなります。

・給与等の収入金額が55万円を超えるかた

・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超えるかた

②被用者保険の被扶養者だったかたの軽減

○この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だったかたは、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンのかたがたが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給制度及び保険料の納付が困難なかたに対する減免または徴収猶予制度があります。

●詳細 医療助成係 ☎22-2422または北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601